

奈良県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ベリー薬局	橿原市葛本町三六五―二一	平成二十八年十二月一日
とろり薬局	葛城市尺土九番地一七	平成二十九年一月一日
花岡歯科檀原ニュータウン診療所	橿原市白檀町二―二七―八	平成二十九年一月九日
飯岡形成外科ひふ科	桜井市大字川合二五九番地の五	平成二十九年一月二十八日